

## 平成22年度 特殊建築物・建築設備等の定期報告のお知らせ

このお知らせは、定期報告の必要な建築物を管理(又は所有)されている方にお送りしています。  
貴殿が管理(又は所有)されている建築物で、建築基準法第12条により今年度に定期報告の必要な建築物及び種別は、下記のとおりです。

(建築物の管理者又は所有者)

整理番号	建築物名称	所在地	別表区分	定期報告の種別

(注記) 定期報告の種別で「特」は特殊建築物、「換」は機械換気設備、「排」は機械排煙設備、「非」は非常用照明設備を示す。

### 《 重要 》

#### 定期報告書、定期報告概要書の様式変更について

平成20年4月から、建築基準法改正により定期報告書及び定期報告概要書について全面的に変更になりましたので、新様式にて提出してください。

調査・検査結果については、具体的な調査項目及び調査方法等が定められていますので別記様式により提出してください。また、別添様式により結果図(配置図及び各階平面図)や関係写真、別表様式による調査結果の概要等の資料についても併せて提出してください。

なお、概要書が添付されていないと受付できません。

## 1 調査・検査資格者

定期報告では、十分な建築防災の知識や個々の設備の知識を有する右記の有資格者が、調査・検査を行う必要があります。

施工管理士、電気工事士、消防備士等の資格は、定期報告の調査・検査資格ではありません。

資 格	特殊建築物	建築設備	昇降機・遊戯施設
1・2級建築士 建築基準適合判定資格者			
特殊建築物等調査資格者		×	×
建築設備検査資格者	×		×
昇降機検査資格者	×	×	

## 2 報告期間

(1) 別表の区分で 1,2,3,5,6,8,9,10 項の用途の特殊建築物及び建築設備  
.....4月1日～9月30日まで

(2) 別表の区分で 4,7 項の用途の特殊建築物及び建築設備  
.....6月1日～11月30日まで

定期報告書は調査日・検査日より3ヶ月以内のものが有効です。

報告期限の9月末・11月末は、窓口が大変混雑しますので早期提出のご協力をお願いします。

## 3 提出部数

**定期報告書・定期報告概要書を各1部提出してください。**(提出された報告書は返却いたしませんので控えが必要な方は、事前にコピーして保管してください。)

報告用式は、札幌市の定期報告制度ホームページからダウンロードしてください。

**札幌市の定期報告制度ホームページアドレス**

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/shido/bosai>

### 「受理証」(同封はがき)について

管理者又は所有者の郵便番号、住所、氏名(法人の場合は法人名称及び代表者氏名)、建築物名称を記入して報告書と一緒に提出してください。窓口で受理印を押し、その場でお渡しします。

なお、受理証(はがき)を郵送希望の場合は、50円切手を貼って提出してください。

設備の受理書(はがき)は、裏面の該当設備にチェックをしてください。

## 4 定期報告書記入上の注意

(1) 定期報告書の表紙に整理番号(6ケタ)を必ず記入してください。

整理番号はこの「お知らせ」の表紙又は別紙(複数物件を管理している方のみ)に掲載しております。

(2) 定期報告書と定期報告概要書は別々にホチキスで止めて提出してください。

## 5 その他注意事項

(1) **複合用途の建築物のとき**

複数の用途のある特殊建築物の場合は、主要な用途を全体の用途とみなし、同一建築物内にある他の用途も含めて建物全体の調査・検査を行い報告してください。

(2) **報告内容に変更があったとき**

報告内容(所有者・管理者・閉鎖・解体・用途変更など)に変更があったときは、同封の『定期報告対象物件に係る変更届』を提出してください。

## 6 定期報告書の提出先

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課安全推進係（本庁舎2階東側） 011-211-2867  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 2階 番窓口

受付時間 8:45～12:15、13:00～17:15

札幌市へ提出される場合は直接持参してください。なお、郵送による受付は行っていません。

（社）北海道建築士事務所協会では、定期報告書の調査者及び検査者の紹介等の業務を行っております。詳しいことは同協会に直接お尋ねください。

社団法人 北海道建築士事務所協会札幌支部 011-232-2424  
〒060-0004 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル6階



### 定期報告制度とは

不特定多数の人が利用する建築物又は公共性のある建築物は、構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の摩損、操作・作動不完全等により大きな災害が発生する恐れがあります。

このような危険を避けるため、安全性や適法性の確保を目的に建築基準法第12条第1項及び第3項では、特殊建築物等で札幌市が別表に指定した建築物、建築設備、昇降機及び遊戯施設について、その管理者又は所有者は定期的に専門技術者に調査・検査させて、その結果を札幌市長に報告するよう定めております。

札幌市では、この定期報告により法令違反や保安上著しく危険な建築物であることが判明した場合、建築物を安全な状態にするよう改善指導を行っております。

#### ☆ 定期報告は所有者・管理者に課せられた義務です

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物（遊戯施設・工作物を含む）の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない（法第8条第1項）又、所有者又は管理者は、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない（法第8条第2項）とされています。

さらに、特定行政庁が指定する建築物・建築設備・昇降機・遊戯施設の所有者又は管理者は、定期的に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（法第12条第1項及び第3項）。

つまり、適切に維持管理するとともに、定期的な調査・検査を特定行政庁に報告することは、所有者又は管理者に課せられた義務であり、定期報告をすべきであるのに報告を怠ったり、虚偽の報告を行った場合には、罰則（法第101条第1項）の対象（百万円以下の罰金）となります。

#### ☆ 専門技術者による適切な調査・検査が重要です

専門技術を有する資格者が調査・検査を適切に行わなければ、思わぬ事故につながり、社会的責任を問われる可能性があります。建築物等の安全性を確保するためには、調査者・検査者により調査・検査を適切に行い、所有者又は管理者は結果の報告及び維持保全のアドバイスを受けることが重要となります。

#### お問い合わせ先

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課安全推進係  
（本庁舎2階東側） 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
011-211-2867

